別表第９の４（第17条の２関係）

| 費用区分 | 算定方式 |
| --- | --- |
| 撤去費用 | 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 |
| 廃棄物処理費用 | 公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第２号イに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事 |

| | |
|---|---|
| | 業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第２号ロに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 |
| その他撤去に係る費用 | 当該第一種適格電気通信事業者のファイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第14条第２号イに係るもの<br>リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第２号ロに係るもの<br>リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 |
| 除去損 | 施行規則第14条第２号イに係るもの<br>別表第９の３において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>施行規則第14条第２号ロに係るもの |

| | |
|---|---|
| | 別表第９の３において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>別表第９の３において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 |
| 管理共通費 | 施行規則第14条第２号イに係るもの<br>電気通信事業会計規則別表第２様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下「管理共通費」という。）×施行規則第14条第２号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>施行規則第14条第２号ロに係るもの<br>管理共通費×施行規則第14条第２号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率<br>施行規則第14条第２号ハに係るもの<br>管理共通費×施行規則第14条第２号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 |